

平成27年10月

全国民に、『マイナンバー』



～行政手続きを便利・かんたんに～

連載①



マイナンバー制度は、個人の情報を番号で連携させ、行政手続きなどを「便利・かんたん」にして、「公平・公正な社会」を実現するためのもの。
平成27年10月に全国民に通知され、平成28年1月からマイナンバーの利用が始まるよ。個人番号カードを作成すれば本人確認のための身分証明書として使えるほか、様々なサービスに利用できる予定だけど、当面は、**社会保障・税・災害対策の分野**に限って利用される予定だよ。

五霞町では、**個人番号カード普及を積極的に**進めていくよ。役場の窓口で手続きをする場合、個人番号カードを持ってくると**手続きがスムーズ**になる予定だよ。また、平成28年4月から**コンビニ交付サービス**の導入も検討していて、個人番号カードを利用して住民票や印鑑証明書が平日夜間、土日・祝日に関係なくとれるようになる予定だよ。



第1話 『はじめましてマイナちゃん！』



次回、5月号では「マイナンバーとは」を掲載予定です。

コールセンター（全国共通ナビダイヤル）【日本語窓口】0570-20-0178 【外国語窓口】0570-20-0291

○お問い合わせ 政策財務課 政策G ☎ (84) 1111 内線223 町ホームページ <http://www.town.goka.lg.jp/>